

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成13年12月7日 古賀市告示第119号

第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号

名 称		三田浦・大浦地区地区計画
位 置		古賀市青柳字三田浦、大浦、井ノ浦、藤津、楠浦、中里の各字の一部及び字糸ヶ浦の全部
面 積		約30.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、既存の工場団地に隣接しており、既に工場団地として民間開発された地域と、工場団地として開発が予定されている地域からなる。 今後予定される開発行為・建築行為を適切に誘導、規制することにより、用途の混在による工業環境の悪化を防止し、周辺の工場団地と調和した良好な工場団地の環境の形成と保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、周辺工場団地と調和した主として周辺環境の悪化をもたらす恐れのない工業等の増進を図ることとする。
	地区施設の整備の方針	(公園) 地区内に2箇所配置する。
	建築物等の整備の方針	良好な工場団地の環境と保全を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園 2箇所 合計1.2ha
	建築物等に関する事項	次の建築物は、建築してはならない。ただし市長が良好な工場団地の環境を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得ないと認める場合はこの限りではない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡。但し、この地区計画の決定告示があった日の翌日において1,000㎡未満である土地であって、その全部を一の敷地として使用するものについてはこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。